

伊丹市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

延滞金の算定基準を変更するため。

伊丹市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第号）

伊丹市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成２４年伊丹市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

付則第２項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に，「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例付則第２項の規定は，この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。